

中央環境審議会地球環境部会（第 90 回）（8 月 3 日開催）における主な指摘事項 ＜国内排出量取引制度に関するもの＞

1. 全般

- 公平性、実現可能性、実効性が重要。
- 制度導入が炭素リーケージの発生や技術開発促進の弊害とならないよう配慮すべき。
- 環境と経済の両立、国際競争力への配慮、LCAの視点、エネルギー安全保障が重要。
- 米国議会では、排出量取引制度について遙かに詳細な内容の法案が用意され議論が行われたが、足踏み状態である。それに比べれば、今回の整理ではまだまだ入り口部分の議論といえる。他国の水準に未だ届いていないという自覚が必要。
- 国内だけでなく、セクトラル・アプローチを含め、グローバルに、とりわけアジアを含めた視点で考えるべき。
- 国内排出量取引制度の「制度設計に際しての基本的な考え方」(P7) を共有することが重要で、早く共通認識を固めるべき。
- 排出量取引制度を日本の社会に根付かせることは大事であると思っている。しかし、過大な期待、過剰な不安は良くない。
- 総量規制というコンセンサスづくりに力を入れるべき。25%の目標が必ずしもコンセンサスになっていないため、省庁も超えてステイクホルダーも交えて議論すべき。しかし、総枠の数字が決まらないから制度の議論ができないというわけではない。合理性もきっちり議論しておくべき。

2. 個別論点について

※()及び○内の数字は「制度設計における論点の整理」(参考資料1)における番号に対応。

(1) 対象期間

- 「2013～2020 年」を1つの単位とするのではなく、最初はもっと細かく2つか3つの期間に分けた方がよい。

(4) 排出枠の設定対象

- 排出枠の設定について、大規模発電所を対象にしていない国は無い。日本では、直接か間接かという“電力問題”を早く解決する必要がある。
- シンプル、効率的、行政コストが低いことが制度には必要だが、間接排出を対象とすることは、それを逆行する。

(5) 排出枠の設定方法

- 国際競争力への配慮をやや懸念している。貿易集約度だけでは不十分。むしろ、環境以外の金融や格付けといったようなところでの、広いポリシーサポーターティングが必要ではないか。

- 電力の排出係数について、P66（※本日の参考資料1ではP67）の⑤で「削減効果の評価の考え方については、様々な考え方がある」と書いてあるが、これは全ての温暖化対策に共通の問題であり、議論すべき。削減努力を促す評価が重要。
- 原単位方式がいかに望ましくないかを強調すべき。

（7）その他

②排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

- 事業者の排出量情報の信頼性確保が重要であり、排出量情報を自ら公表するような制度を構築すれば、市場の透明性が確保でき、事業者の責任で情報開示を行うことになるのではないか。
- 検証ルールについて、ISOに完全に準拠してしまうと、自由度がなくなるため、ある程度柔軟性を持って検討しつつ、国際的に受け入れられるものを作るべき。
- 検証機関の独立性の確保が重要であり、利害関係が生じないように配慮すべき。

④適切な市場基盤

- 国内排出量取引制度は、市場に出る商品を作り出すものであり、その扱いに関する議論が熟していない。例えば、当事者が破綻した場合にどうするのか。民事や税の問題等も視野に入れた検討が必要。
- P92-93（※本日の参考資料1ではP93-94）のマナーゲームの表現がやや曖昧ではないか。

⑥国内外での排出削減に貢献する業種・製品についての考え方

- OLCA的に日本の企業が貢献すべきとは思いますが、無理に排出量取引制度内で措置する必要はない。
- OLCAはイノベーティブな製品にのみ考慮されるべき。
- OLCAの効果があれば考慮すべきだが、どこまで考慮できるかが難しい。どういう場合にどういう形で認めるのか、削減は国内なのか海外なのか等、慎重な議論が必要。

⑦ポリシーミックスの在り方

- 国内排出量取引制度が有効な面はあるが、税等とのポリシーミックスが重要であり、メリット、デメリットをみて慎重に検討すべき。
- 無償割当の場合を除いて、税を導入したら二重の負担となり、排出量取引、税の影響は大きいので、総合的なパッケージで検討すべき。
- 産業・エネルギー転換部門の排出量は4割（※直接排出では65%になるとの指摘あり）であり、他の手法ともあわせてしっかりポリシーミックスを検討して欲しい。
- 今回の資料は議論の第一歩としては参考となったが、もっと広い意味でのポリシーミックスが必要。その結果として、排出量取引が出てくれば良い。